

第二号議案 令和5年度事業計画算について

1 重点活動

- (1) 職能団体としての組織強化（支部組織の充実強化・圏域活動の推進，委員会活動の見直し・強化，新規会員加入促進）
- (2) 介護支援専門員の資質向上
- (3) 介護支援専門員法定研修の適正実施
- (4) 関係機関・団体と連携した地域共生社会構築

2 事業計画

(1) 会務

- ①通常総会：年1回 ②理事会：年4回 ③監事会（監査）：年1回
④委員会総会：年1回 ⑤本部理事会：12回 ⑥委員会・特別委員会：随時

(2) 組織強化

支部活動の円滑な運営，さらに充実に努める。

支部会員，非会員及び支部圏域内の関係機関・団体，事業所との連携を深めることにより，きめ細かく当協会の活動を広げていく。

① 支部組織の充実強化・圏域活動の推進

- ・会務 支部総会：年1回開催 支部長会：年6回 支部役員会：随時開催
- ・各支部の実情，支部会員や非会員，圏域内事業所の意見や要望を踏まえた交流会，情報交換会等を行う。
- ・支部圏域の関係機関・団体との連携を強化する。

② 委員会活動の見直し・強化

- ・日本介護支援専門員協会における部会・委員会活動との整合性を図りながら，現行の常置委員会，特別委員会の在り方（名称・所管事項等）について検討を行う。
- ・さらに，どの委員会にも属さない事項については，臨時的な対応チームの編成を検討する。

③ 新規会員加入促進

- ・支部会員の日常業務活動の中で，協会活動の周知，新規会員の加入促進に努める。
- ・各支部の実情に応じ，支部会員のみならず非会員，圏域内事業所の意見，要望を踏まえた交流会または情報交換会等を開催し，協会活動への理解を深め，新規会員の加入促進に努める。

(3) 介護支援専門員の資質向上（地域医療介護総合確保基金事業）

委員会を中心に各種研修を企画，支部において開催する。

また，どの委員会も所管しない事項については，臨時に対応チームを編成し，研修の企画・運営を検討する。

① 介護サービス事業所職員等の資質向上事業（県慢性期医療協会ほかと協議会を設置）

- ・医療連携，地域包括ケアシステム推進を目的とした各種研修
- ・介護支援専門員のケアマネジメント力，資質向上を目的とした各種研修

② 介護支援専門員キャリアアップ研修事業（協会単独事業）

- ・管理的立場にある主任介護支援専門員の指導力の強化

- ・法定研修における講師，ファシリテーターの養成
- ・地域ケア会議やケアプラン点検への積極的な参加を通じての地域共生社会の構築
ケアマネジメントアドバイザー，ケアプラン点検員の養成
市町村自立支援ケア会議へのケアマネジメントアドバイザーの派遣
市町村ケアプラン点検へのケアプラン点検員の派遣

(4) 徳島県からの受託事業（法定研修の適正実施）

① 法定研修事業

カリキュラムに沿った研修を受託実施する。

研修にあたってはオンライン研修システムを活用し，研修効果もとより受講者・講師により負担の少ない形で実施する。

- ・主任介護支援専門員研修
- ・主任介護支援専門員更新研修

② 主任介護支援専門員フォローアップ研修事業

これまでの事例検討会のほか，主任介護支援専門員の更なる資質向上に寄与する研修内容を検討する。

(5) 関係機関・団体との連携強化

① 日本介護支援専門員協会徳島県支部としての活動

- ・介護支援専門員の職能及び資質の向上に関する事業への参画
日本介護支援専門員協会主催の研修会への会員派遣
※派遣後は，会員への伝達研修の開催
各種大会（全国大会，ブロック研究大会等）への参加
- ・介護支援専門員の社会的地位向上に向けた現場の意見の提言，調査協力等
日本介護支援専門員協会情報収集システムのモニター登録，調査への協力
各種調査事業への協力
- ・四国ブロック活動の推進
四国ブロック研究大会の開催

② 介護保険に関する調査研究，情報提供

- ・協会ニュースの発行，ホームページ及びフェイスブックの更新等による情報発信

③ 県内関係機関・団体との連携強化

- ・関係機関・団体の会議への委員の推薦
- ・各種研修会への講師，ファシリテーターの派遣
- ・関係機関・団体主催会議への参加

(6) 四国ブロック研究大会の実施

日本介護支援専門員協会主催の四国ブロック研究大会を本県で令和6年2月に開催する。

- ・四国4支部より演題を募集し、研究大会を実施するとともに記念講演会を開催する。
- ・実行委員会を組織し円滑な開催を行えるよう準備する。

3 支部の概要

(1) 趣旨

今後の協会活動を見据えた際，その根幹となるのが「支部活動」と位置付けている。

これまでの研修事業を中心とした協会活動にとどまらず，地域の実情に応じて創意工夫の上，交流会，座談会，意見交換会，情報交換会などを開催し，地域のつながりを大切に

する「顔の見える関係づくり」に注力していく。

これにより、協会活動をより広く知ってもらい、例えば災害発生時において地域との連携による迅速な対応も可能となる。

このようなことから、「支部活動」を今後の協会活動の最重要課題と位置づけ、円滑な支部運営に努めていくこととする。

(2) 組織

① 圏域

東 部：徳島市（川内町・応神町を除く。）、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、
神山町

北 部：徳島市（川内町・応神町に限る。）、鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、
上板町

南 部：小松島市、阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町

西 部：吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

② 体制

支 部 長：1名

副支部長：2名以内

幹 事：総務、会計、業務担当など

支部会員：原則、圏域内の事業所に勤務する正会員（勤務しない者はその居住地）

(3) 事業

① 支部独自の研修会の開催

② 圏域内の会員相互の交流、新規会員の加入促進

③ 圏域内の関係機関・団体、事業所との連携

(4) 運営

支部長・副支部長・幹事で構成される役員会を中心に、各圏域における「顔の見える関係の構築」「相談機能」「資質向上」を柱とした活動を行っていく。